

罰則の強化【ながら運転】



ながら運転とは、スマートフォンやカーナビなどの画面を注視・操作、携帯電話で通話をする等、運転以外の行為をしながら運転することを言います。

《 道路交通法改正・2019年12月1日施行 》

令和元年6月5日に、道路交通法の一部を改正する法律が公布され、携帯電話使用等に関する罰則が強化されることになりました。
反則金の額や違反点数については下記のとおりとなります。

【携帯電話使用等「ながら運転」対策の推進を図るための規定の整備】

○ 携帯電話使用等(保持)をした場合

改正前

- 罰則 5万円以下の罰金
- 違反点 1点
- 反則金 大型7,000円
普通6,000円
二輪6,000円
原付5,000円



改正後

- 罰則 6月以下の懲役
又は、10万円以下の罰金
- 違反点 3点
- 反則金 大型25,000円
普通18,000円
二輪15,000円
原付12,000円

○ 携帯電話使用等(交通の危険)をした場合

改正前

- 罰則 3月以下の懲役
または、5万円以下の罰金
- 違反点 2点
- 反則金 大型12,000円
普通 9,000円
二輪 7,000円
原付 6,000円



改正後

- 罰則 1年以下の懲役
又は、30万円以下の罰金
- 違反点 6点(免許停止)
- 反則金 なし(罰則適用)

○ 人身事故を起こした場合は免許の仮停止に該当

ドライバーの皆さん、悲惨な交通事故を起こさないように安全運転に努めて下さい。